

県民税株式等譲渡所得割

県税のしおり
令和4年度

証券会社や金融機関などが設定する源泉徴収選択口座内で取引された株式などの譲渡益にかかりません。

● 納める人

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による対価等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在で県内に住所のある個人が、その対価等の支払いをする証券会社などを通じて納めます。

● 納める額

源泉徴収選択口座内の特定株式等譲渡所得金額の5%
(この他に、15.315%の所得税及び復興特別所得税が課税されます。)

● 特定株式等譲渡所得金額とは

源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡の対価、源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益をいいます。

● 申告と納税

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による対価の支払いをする証券会社などが、その支払いの際に特別徴収し、1年間分をまとめて翌年の1月10日(年の途中で口座の廃止届出書の提出などがあつた場合には、その提出などがあつた月の翌月10日)までに申告し、納めます。

● 市町への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうちの59.4%が県内の市町に交付されます。